

「未払賃金の立替払制度」のご案内

～賃金の支払の確保等に関する法律に基づく制度～

令和8年熊本地震（以下「今回の地震」といいます。）により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い再興をお祈り申し上げます。

今回の地震による被害を受けられた皆様の中には、お勤めになっていた企業が直接被害を受けるなどにより、事業活動の停止を余儀なくされ、賃金支払のための資金確保に支障をきたすなど事実上の倒産状態に至ることにより、賃金の支払を受けられなくなることも懸念されます。

このような被災地域で働いていた皆様のために、下記によりできるだけ早く未払となっている賃金の立替払の手続を進めることができるよう、各労働基準監督署等において相談と申請の受付を行っています。該当する方は御相談ください。

I 未払賃金の立替払制度の内容

未払賃金の立替払制度とは、企業が倒産したため、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金のうち一定範囲（8割相当額）を国が事業主に代わって立替払をする制度です。支払等の業務は独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」といいます。）が行っています。

立替払ですので、立て替えた賃金債権の請求権は、国が取得することになります。

II 今回の地震に関連して立替払を受けることができる方

労災保険の適用事業として1年以上にわたり事業活動を行ってきた中小企業（法人、個人は問いません。）に使用されていた労働者で、企業が倒産に至ったことに伴い退職し、「未払賃金」（後記Ⅲ参照）が残っている方々です。

III 立替払の対象となる未払賃金

立替払の対象となる「未払賃金」は、退職日の6か月前の日から機構に対する立替払請求日の前日までの間に支払期日が到来している「定期賃金」及び「退職手当」であって、未払となっているものです。

ただし、未払賃金額の総額が2万円未満の場合は、対象とはなりません。

なお、立替払の額には、年齢ごとに上限額が定められています。

IV 今回の地震における立替払の請求手続

立替払を受けるには、次の手続を必要としますが、請求手続に使用する申請用紙は、各労働基準監督署等に用意しておりますのでお申し出ください。

1 倒産の認定

- (1) 倒産した企業の本社を所轄する労働基準監督署長に「認定申請書」を提出して、企業が倒産して事業活動が停止し、再開する見込がなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定（以下「倒産の認定」といいます。）を受けてください。

倒産の認定は、労働者の代表が一度行えばよいこととされておりますので、本社に勤務する労働者が代表として申請されることをお勧めします。

- (2) 認定申請には、申請される方の身分証明書等のほか、会社の賃金台帳、就業規則、出勤簿等の労務関係書類及び財務関係が分かる書類が必要とされておりますので、労働基準監督署に申請される際には、持参していただきますようお願いいたします。

混雑も予想されますので、事前にお問い合わせされることをお勧めします。

認定申請を行う方は労働者の代表1名ですが、若干名の同僚が同行することは差し支えありません。

●認定申請時に持参していただきたい資料

- ①写真付き身分証明書
- ②事業場（会社）の雇災証明書
- ③労働保険概算保険料申告書等労災保険番号が記載されている書面
- ④賃金台帳 / ⑤出勤簿（タイムカード）、労働者名簿
- ⑥就業規則（賃金規程、退職金規程を含む）
- ⑦商業登記簿又は営業許可書（廃業届を含む）
- ⑧直近の決算報告 / ⑨会社の土地、建物の登記簿
- ⑩会社の主な資産状況が分かる書類（預金・有価証券残高証明書、売掛債権・換金可能な動産一覧表）
- ⑪その他の労務、財務関係資料

- (3) お務めの会社が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づき、その適用の対象とされた地域に本社機能を有する事業場が所在している中小企業事業主であって、災害による建物の倒壊等の直接的な被害を受けた場合、申請手続の簡略化を行っています。資料を用意できないなどお困りの方は、認定申請を行う労働基準監督署に御相談ください。

2 未払賃金の額等についての確認

- (1) 前記1の倒産の認定を受けた後に、勤めていた事業場（本社を含む。）の所在地を管轄する労働基準監督署長に「確認申請書」を提出して、未払賃金の額等の確認（以下「確認」といいます。）を受けてください。

確認を円滑に行うために、申請される方の写真付き身分証明書等のほか、給与明細書、昇給に係る通知、給与振込み記録のある銀行通帳など、賃金額の分かる書類を御持参ください。特に、退職金についても申請される方は、退職金規程などの支給額の算定できる資料を添付してください。

●確認申請時に持参していただきたい資料

- ①写真付き身分証明書
 - ②振込を希望する申請者本人名義の通帳
 - ③支給賃金額の分かる書類（賃金台帳、労働契約締結時の賃金に関する書面、給与明細書、昇給に係る通知、給与振込記録のある銀行通帳など）
 - ④就業規則（賃金規程、退職金規程を含む）、労働協約
 - ⑤退職・解雇に係る通知 / ⑥出勤簿（タイムカード） / ⑦労働者名簿
 - ⑧雇用保険の離職証明書 / ⑨その他の労務関係資料
- なお、認定申請時に提出済の書類は省略できます。

- (2) 上記 1 (3) の事業主の被災地域に所在する事業場で働いていた労働者に対して、**申請手続の簡略化を行っています。資料を用意できないなどお困りの方は、確認申請を行う労働基準監督署に御相談ください。**

3 立替払の請求書の提出

確認が済みましたら、未払賃金立替払電子請求サイトよりオンライン請求していただくか、「確認通知書」とともにお渡しする「立替払請求書」等に振込を希望する銀行口座等必要な事項を記入し、

独立行政法人労働者健康安全機構賃金援護部審査課
〒211 - 0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町 1 番 1 号
〈お問い合わせ先〉
未払賃金立替払相談コーナー（☎044-431-8663）〔月～金 9:15～17:00〕

へ郵送により提出（請求）してください。

後日、請求された方が指定した金融機関に立替払金額が振り込まれます。

V 今回の地震に関連して立替払の対象とならない企業

- ①労働者が激甚災害の指定に伴う雇用保険求職者給付の特例を受けている企業
 - ②災害復旧貸付制度等を利用している企業
 - ③労働者が災害救助法の適用に伴う雇用保険求職者給付の特別措置を受けている企業
- は、倒産したとは認められませんので、立替払はできません（利用予定も同じ）。

※不正受給について

偽りその他不正行為により立替払金の支給を受けたときは、立替払金額の 2 倍の額の納付を命じられるほか、刑事責任を問われることになります。

<労働基準監督署の所在地>

（開庁時間）月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

